

令和5年度  
千代田区高齢者・障害者虐待防止推進会議

—議 事 録—

日時：令和6年1月22日（月）

18：30～20：15

場所：千代田区役所4階 会議室A・B

千代田区 在宅支援課・障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和6年1月22日(月) 18:30～20:15	
場所	千代田区役所4階 会議室A・B	
出席者	委員	岸会長、松山委員、高橋委員、大澤委員、佐藤委員、清水(尚)委員、竹内委員、市川委員、服部委員、川上委員、山口委員、的場委員、池谷委員、秋元委員、服藤委員、鈴木委員、川島委員、細越委員
	事務局	【在宅支援課】菊池課長、岩崎係長、宮本 【障害者福祉課】清水課長、小坂部係長、新井主査 【高齢介護課】清水係長
欠席者	四宮委員、中嶋委員、八杖委員、増田委員、星野委員、後藤委員	

■議事録

〈開会〉

○清水

それでは、お時間少し過ぎたところでございますので、開始させていただきたいと思えます。皆さん、こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより、令和5年度千代田区高齢者・障害者虐待防止推進会議を開催いたします。本日司会を務めます、保健福祉部障害者福祉課長、清水と申します。よろしく願いいたします。開会にあたりまして、細越保健福祉部長より一言ご挨拶申し上げます。

○細越部長

皆さん、こんばんは。保健福祉部長の細越でございます。本日は年の初めのお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。虐待防止の取り組みというのは大変重要であることは論を持ちません。区は様々な機会を通じて、啓発を含めて取り組んでまいりました。今日も委員の高橋先生から、虐待の講義を予定しているところがございます。虐待は絶対にあってはならないと考えておりますが、残念ながら皆さまご案内のように、新聞報道等で、高齢者施設とか、または障害者支援施設で、そういった事案が後をたちません。昨年も申し上げましたが、大切なことは、こういった虐待を起こさせない、起きにくい環境、しくみをつくるのが大切だと思っております。本日の推進会議は、その取り組み、しくみ作りとなればと思っております。そういった意味で各専門分野の知見を頂ければと思っております。

ます。本日は別の会合ございまして、中座させていただきますが、有意義のある会にしていだければと思います。よろしくお願いいたします。

○清水課長

それでは、これより恐縮ながら着座にて、本日の推進会議の成立について、ご報告させていただきます。推進会議等設置要綱第7条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席が開催の条件とされております。本推進会議の定数は24名、現在17名の出席をいただいておりますので、本日の推進会議は成立していることをご報告いたします。なお、本日、四宮委員、中嶋委員、増田委員、星野委員、八杖委員、後藤委員から、ご欠席の連絡を頂いております。また、川島委員は、遅れて出席との連絡を頂いております。委員の皆様には、令和5年4月1日より令和8年3月31日までの3年間、委員の願いをしております。今年度も引き続き宜しくお願い致します。

今回、皆様には委嘱状の交付をさせていただいております。本来であれば、お一人ずつ委嘱状をお渡しすべきところですが、時間の都合上、机上配付とさせていただいておりますので、ご確認をお願い致します。

また、今年度の委員の皆様、および事務局職員につきましては、時間の都合もございしますので、本日机上に配布しております名簿をもって、紹介に代えさせていただきます。なお会長は今年度も引き続き、東邦大学の岸委員にお願いしておりますので、岸会長より一言ご挨拶と自己紹介をお願い致します。

○岸会長

皆様、こんばんは。足元のお悪い中、ご参上いただきまして、ありがとうございます。ただいまご紹介いただきました東邦大学看護学部の岸と申します。日頃は看護学部で教員として、看護職の育成の方に努めております。また、研究では、高齢者の虐待やセルフネグレクト、ごみ屋敷にいらっしゃる方とかですね、そのような方の支援に、支援について研究をしております。え～、16年間東京の板橋区と北区で保健師をしていましたので、そういった経験を踏まえて、今日、有意義なディスカッションができればと思っております。本日、どうぞ活発な意見交換をよろしくお願いいたします。

○清水課長

岸会長、ありがとうございました。それでは本日の会議ですが、次第のとおり「報告」

と「議題」に分けて進行させていただきます。昨年度は、事前資料とともに、質問状を皆様に送付させていただきましたが、今年度は質問状は送付しておりませんので、事務局からの報告後に、ご質問の時間をとらせていただきたいと思います。また「議事」につきましては、今回は高橋委員より「判断に迷う虐待事案について」ご講義を頂いたうえで、模擬事例に基づいた意見交換を実施して頂きますので、皆さまの活発なご意見を頂戴できればと思います。

次に配付資料について確認させていただきますが、前面、岸会長のお隣ですね、前面にモニターで表示をさせていただいているとおりとなります。資料さまざまございますが、あの、進行途中でもないものがございましたら、手を挙げていただければ、お呼びいただければと思います。今時点で、何かないという方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

また、皆さまのご発言につきましては、会議録を作成する関係で録音させていただき、後日、区のホームページで公開することになっております。会議録の案ができましたら、皆さまに送付して、ご確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

ここまで、私が議事進行を務めました。ここからは、岸会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、岸会長よろしくお願いいたします。

#### ○岸会長

はい、それでは、次第に沿って進行していきます。終了は、午後 8 時 15 分頃を目途といたしますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。また、発言の際にはお手数ですが、挙手をしていただき、ご指名させていただきましたら、ご所属お名前を言っていただいて発言をしていただくよう、ご協力をお願いします。

報告と議事の進め方でございますが、次第 4 の「報告」では高齢と障害の事務局から報告をして頂きます。その後の次第 5 の「議事」については「判断に迷う虐待事案について」の講義と、委員の皆様によるグループごとのディスカッションを行いますので、どうぞ活発なご意見をお願い致します。

それでは、まず、次第 4 の「報告」に入らせていただきます。事務局からご説明をお願い致します。

#### ○岩崎係長

在宅支援課相談係長の岩崎です。事前に配布しました資料の概要をご説明させていただきます

す。まず資料1－(1)令和5年度、資料1－(1)です。時間の限りもございますので、要点のみのご説明とさせていただきます。事業内容の「相談実績」ですが、虐待の相談件数は令和3年度までは横ばいで推移していましたが、令和4年度は前年度と比較して約2割、件数が減少しています。4年度は特に高齢者あんしんセンター麹町と在宅支援課の相談件数が減少しておりますが、その理由として、令和3年度までは虐待と認定されなくても、疑いがあるケースすべてに対し、システム上で相談内容の「虐待」の項目をチェックしておりましたが、4年度以降からは虐待認定されたケースのみにチェックがされるよう徹底されたことが要因と考えています。

また「虐待認定件数」ですが、令和2年、3年度と比較すると、4年度は認定件数「3件」と減少しております。これは虐待の芽となりそうな初期の段階での通報が増え、結果として虐待の発生を未然に防ぐことができたこと、また令和3年度以降、「虐待評価シート」や「リスクアセスメントシート」を用いることにより、さらに客観的な視点を持って虐待の評価するようになり、認定数が絞られたことが理由かと考えています。

虐待に関する会議体は(2)に書いてある通りですが、「高齢者虐待防止ネットワークケース会議」は虐待事案が発生した時、緊急保護などを要する場合や対応困難な場合に随時開催しております。昨年度は1件実施しております。

普及・啓発活動は(3)に書いてある通りですが、千代田区高齢者虐待防止DVD研修は令和3年度より開始している取り組みです。出張形式で関係機関に赴き、DVDの上映と講義を実施しております。令和4年度は19回、今年度は12月末時点で14回実施しております。その結果、研修を受けた関係機関からの通報件数が増加し、早期対応につなげることができました。

千代田区の高齢者虐待防止事業の報告は以上の通りとなります。

続きまして資料1－(2)高齢者虐待の状況、比較集計をご説明いたします。

なお施設従事者による高齢者虐待につきましては、この後、高齢介護課より報告がございます。こちらの今回の調査ですけれども、千代田区の統計はほぼ東京都と同じ傾向にあり、千代田区だけが突出した特徴的なデータはほとんどございませんでした。簡単に要点のみご報告致します。

2ページ目・表2をご覧ください。相談・通報件数は令和3年度15件に対し、令和4年度は21件と増加しております。また東京都と同じく、通報者数で最も多いのは2年連続ケアマネジャーでした。

4 ページ目・表 5 をご覧ください。虐待の発生要因ですが、東京都では虐待者側の要因としては a) 介護疲れ・介護ストレス、b) 虐待者の介護力の低下や不足、e) 知識や情報の不足・理解力の低下の数が上位を占めおり、これは千代田区もほぼ同じ傾向にあることがわかりました。その一方で、家庭の要因として、東京都は a) 経済的困窮の数が一番多いのに対し、千代田区は令和 3 年、令和 4 年ともに 1 件と少ない傾向にあり、これが千代田区の特徴を示しているものではないかと考えました。

続いて 5 ページ以降・表の 6 から 11 を併せて説明します。虐待の種類ですが、令和 4 年度は認定件数が少なく、種類もばらつきはありますが、令和 3 年度は身体的虐待が最多で、深刻度は 2（中度）が最多、被虐待者は 80 代以上女性が多い傾向にありました。また介護度は「要介護 1」に集中するなど、比較的介護度の低い方が虐待を受けている状況が多いことがわかりました。

続いて 8 ページ目・表 18 と 9 ページ目・表 20 についてです。虐待対応としては、分離はせずに養護者への助言・指導を実施するとともに、サービスの見直し・調整などにより在宅での生活を継続させた事案が最多となりました。

統計報告は以上になります。

#### ○新井主査

障害者福祉課の新井と申します。障害者の虐待防止について説明、報告をさせていただきます。配付資料の資料 2—（1）（2）が障害者虐待の実績報告となりますので、お手元にご準備くださいますようお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

まず資料 2—（1）をご覧ください。

障害者虐待の「相談実績」ですが、虐待相談窓口は、区内に 3 か所ありまして、障害者虐待防止センターは障害者福祉課内に専用電話を設置して 24 時間対応しております。虐待相談件数は、令和 3 年度から令和 5 年 11 月末までの集計で、全体として増加傾向となっております。①の障害者虐待防止センターへの入電件数は、令和 3 年度は 38 件、令和 4 年度 47 件、令和 5 年度 11 月末現在で 50 件と緩やかに増加しています。②障害者福祉課への相談件数は、令和 3 年度 44 件、令和 4 年度 144 件、令和 5 年度は 11 月末現在で 178 件となっております、明らかに増加傾向です。

相談・通報者の内訳は、精神障害者からの相談が最も多くなっておりまして、そのうち 8 割程度はご本人からの相談となっておりますが、知的障害者ご本人からの相談は殆どなくて、件数もかなり少ないため、支援者側の虐待への意識が特に重要なのではないかと感じている

所です。

同じ資料の3ページ目(2)「認定実績」ですが、令和4年度に身体的虐待1件、令和5年度は既に性的虐待として1件虐待として虐待認定しております。いずれも虐待種別は施設従事者となっております。

それでは次に資料2-(2)をご覧ください。こちらの資料の12ページ目の表25-1市区町村における事実確認の状況ですけれども、事実確認調査を行っていない事例は、調査不要と判断したわけではなくて、連絡手段がメールだったりですとか、匿名かつ住所地不明であったり、電話相談でありまして連絡先等の個人情報を教えていただけなかったという理由等から事実確認調査を行えなかったという事例もあります。件数としては少ないのですが、虐待疑いの通報であっても、このように対応できない事例があることも課題と感じているところです。

以上が、千代田区の障害者虐待に関する状況報告になります。

#### ○清水係長

高齢介護課介護事業指定係長清水でございます。わたくしからは資料3研修の実施についてご報告をさせていただきます。令和元年度アンケート依頼ですね、2、3、4、5と4年間毎年10月に研修を実施しています。今年度は、あの、これまでの蓄積を踏まえてグループワークを中心とした研修という形で実施をさせていただきました。今年、昨年10月に実施し17施設31人参加、あの、まあ、コロナあけてからの実際に集合形式で研修ができるようになりまして、参加者も増えております。内容についても徐々に進化をしていると考えております。来年度についても、さらによい研修ができるように、えー、考えてやっていきたいと思っておりますので、施設関係の方、ご協力のほど、よろしく申し上げます。えー、以上で高齢介護課からの報告となります。

#### ○岸会長

ご報告ありがとうございました。高齢者虐待、そして障害者虐待と高齢介護課から最後にご報告いただきました。かなりかいつまんでお話いただきましたが、皆さんの方でご質問等ございましたら、ぜひ積極的にお願いいたします。いかがでしょうか。お手をあげていただければと思います。いかがでしょうか。今、一生懸命めくって読んでいるところかと思いますが。皆さん、考えている間に私の方からよろしいでしょうか。あの、3番目に説明があった、研修の実施、かなり充実した研修だったということアンケート

で伺えるんですけれども、あのオンライン配信も行って、グループワークを取り入れた、あの、やり方ということで、よりステップアップできたのかなと思うんですけれども、グループワークはどんな内容をテーマにして研修では検討されたんでしょうか。

○清水係長

内容まで詳しく覚えてはいないのですが、講師の川崎先生の方から、案件を2件作成していただいて、それに対してグループワークを行い、内容的には不適切介護というんでしょうか、施設内での、あの事件事故に対して、どういった形でアプローチしていくのか、特にあの、予防を中心にしてどういった形で、その芽をつんでいくのかということについて、主にお話をしていただいたというふうに考えております。

○岸会長

ありがとうございます。まあ、具体的事例でイメージをつけながら講義で聞いたことをですね、より実践できることに繋がったのではないかなと思います。これ、オンライン配信は、グループワークはされないで、講義部分のみの配信だったのでしょうか。

○清水係長

はい、グループワークについてはすみません、オンラインではできませんので、講義の部分のみという形になっております。

○岸会長

あの、まだ、コロナが完全に終息はしてないですけれども、ぜひ対面でグループワークを踏まえた研修を増やしていただけるといいのかなと思いました。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

○市川委員

はい、よろしいですか。

○岸会長

はい、お願いいたします。ご所属お名前言っていただいてもよろしいですか。

○市川委員

民生委員の市川です。虐待で認定されなかったとかいう方には、その後、フォローとかそういうことはなさって、何か原因があって多分どちらかで通報されていると思いますので、その時は何ともなくても、そういう芽があるのを、少なくともフォローをしたらしゃるのかなと思って。その時点で終わっちゃうのかなと思って。その辺が、はい。

○岸会長

事務局の方、お願いいたします。

○岩崎係長

はい、調査をしまして、認定されなかった事例でありましても、介護力が不足しているとか、課題があることが多いので、引き続きフォローしております。

○市川委員

ありがとうございます。

○新井主査

障害の方に関しましても、同じようにはなりません。何かしら問題があっただちらにご連絡いただいている状況ですので、区として虐待と判断しなかったとしても、家族関係の調整ですとか、各部署と連携をとりながら、支援させていただくことが多いと感じています。

○岸会長

よろしいでしょうか。はい、他にはいかがでしょうか。

○的場委員

よろしいですか。

○岸会長

はい、お願いいたします。マイクお願いいたします。

○的場委員

千代田区立障害者支援センターえみふるの的場と申します。よろしくお願ひいたします。えーとですね、養護者による高齢者虐待の状況の比較集計のですね、4ページのところで質問なんですけど、虐待の原因の次の虐待者の介護力の低下や不足というのがあるんですけど、こちら、差し障りない範囲で構わないんですけど、具体的にこういった、こういったような、あの内容のものが該当しているかっていうのをちょっと教えていただければと思います。お願いします。

○岸会長

はい、えーと、資料1-(2)の4ページの表5の虐待者側の要因のdの虐待者の介護力の低下不足というところ、具体的にご説明いただければということです。いかがでしょうか。

○岩崎係長

色々な事例があるですけども、介護サービスを入れることに対して拒否感がある事例ですとか、介護の仕方をご理解されていない等ありますので、粘り強く介護サービスをご利用していただけるように支援していったり、あるいは介護の方法を「こうした方がよいですよ」と説明するなど介護者の方にアプローチしています。

○岸会長

よろしいですか、ご質問の方。

○的場委員

はい、そういうことは、そういったサービスの知識がないことによって、ネグレクトみたいな、そういったような内容のものが発生している、っていうことになるんですかね。

○岩崎係長

介護者の方が、外部の方、ケアを入れたくなくて、ご自分だけでやって、ご自分だけでは担いきれない事例も見受けられますので、やはり虐待防止のためには、いろいろな方の目が入ったほうがいいですし、介護者の方の介護負担を減らすという意味では介護サービスをご利用いただくように、いろいろなサービスがありますので、こういったサー

ビスをご利用されてはいかがでしようかとお勧めして、受け入れていただく努力をしています。

#### ○的場委員

あ、はい、というのもですね、あの、例えば、障害の場合ですね、この内容に該当すれば、まあ、支援力のまあ、低下ですとか不足っていうところにあたるかなと思うんですが、特にあの、障害の場合、知的障害とかで、あの強度行動障害というのがありまして、特に暴力だったり、破壊行為、あとこだわりの的なところですかね、っていうのがあるんですが、やはりこう、家族っていうよりは、支援員のそこらへんの低下っていうところで、あのそういう問題行動って言い方したら、ちょっとあれなんですけど、そういう行動があった時に、支援員の低下によって、支援員がまあ、こう、イラっとしてしまって暴力ふるってしまったり、あのそういったケースがちょっとあったりもするので、それがまあ、高齢者の場合、どういったケースがあたるのかなというの、すみません、私の方でいまいちイメージがつかないもので、今のお話ですと、ご家族のケースが多いのかなというところだったのですが、ちょっとすみません、あんしんセンターの方にお伺いしたいのですが、あの、支援者、介護者っていうんでしょうかね、高齢者の場合ですと、介護力不足のまあ、低下や不足、まあ無知っていう表現もあるのかもしれないですけど、そういったケースで施設内で、そういう虐待みたいなのが、ちょっとここでは載っていないのかもしれないんですけど、そういったケースが、そもそも高齢者の場合、存在するのかなというのを、ちょっとお伺いしたいんですけども。

#### ○岸会長

あんしんセンターの方から、ご回答いただいてもいいですかね。実際の現場での話を。

#### ○鈴木委員

高齢者あんしんセンター麴町の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。今の障害のお話聞いてて、なるほどなと思ったのですが、高齢分野ではですね、毎回、施設において言うのであれば、介護士の知識不足で経験不足でっていうのは、少なからずはゼロではないと思うんですけども、それが実際虐待に繋がっているかということ、あまりないのではないかと思います。で、ここにある虐待者の介護力の低下や不足ですとか、あとはfの理解力の不足や低下ってところが介護の分野、高齢者の分野では大きいか

など思っております、まあ、例えば介護をしている子供世代の方がですね、自分の親は薬飲んでいるから大丈夫だよということで認知症を正しく理解していない、あとは食事を置いておいたから食べているはずだよっておっしゃるんですけども、置いとくだけでは食べなくて促しが必要という、認知症の進行を理解できていないってところで、えー、虐待に繋がっているというのが多いのかなと思います。なので、障害の方の、その、暴力的な声が出てしまって、暴力的な声が出てしまった、たまに高齢者でもあるんですけども、それが介護士による、あの、知識や経験の不足から虐待が起きているってことはあまりないのではないかというふうには、ちょっと感じております。神田の川島センター長いかがでしょうか。

○川島委員

高齢者あんしんセンター神田の川島と申します、遅れてきて申し訳ありません。的場さんのご質問に添えるかどうか分からないんですけども、どこかでも、私、申し上げたんですが、私たち支援者が家族のアセスメントを掘り下げていかないと、ともするとその家族にはその力がないのにやってください、やってください、あなたの役割ですよ、なぜならば家族なんだからっていうふうに、これ、私たち地域包括のケアマネージャーさんにも起こりうるんですけども、追い込んでしまって、その家族が、あの負担に感じて、ストレスに感じて、手が出てしまう、言葉が出てしまうってことがあって、私たちも追い込んでしまっているんじゃないか、追い込まないようにってことは支援者側としては肝に銘じないといけないなというふうに、常に職員間では共有しているところです。以上です。

○岸会長

的場さん、よろしいですか。

○的場委員

はい、大丈夫です。ありがとうございました。

○岸会長

障害とね、高齢と少し違う部分もあるかと思えますし、共通する部分もあるかと思えますが、具体的な事例をお話いただいてありがとうございました。では、そろそろですね、

あの、次のところに行きたいと思いますので、質疑応答の時間は終了といたしますが、追加のご質問ご意見がございましたら、本日配布したアンケート用紙の方にご記入頂きまして、お帰りの際に、事務局にご提出していただければと思います。では、議事の方に入らせていただきます。こちらは講義とありますけれども、判断に迷う虐待事案について、えー、高橋委員より、今日はお話を頂きたいと思います。これから30分くらい講義をしていただきまして、その後にディスカッションに入らせていただきたいと思えます。それでは、高橋委員、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○高橋委員（講義）

皆様、改めまして、こんばんは。東京社会福祉士会の方から選出区分できております高橋智子と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。私の方は、今、申し上げたように、この会議では、選出区分としては、東京社会福祉士会なんですけれども、所属としては皆さんのお手元ですね、資料4のところに書いてある所属、東京都保健福祉財団の人材養成部というところで、東京都高齢者障害者権利擁護支援センターという東京都から委託を受けてですね、実施している事業のところの相談の担当をしております。今日は、そのことも踏まえてですね、お時間いただきまして、テーマいただいたのが、判断に迷う虐待事案についてということですので、少し前半、基本的なそれこそ知識であるとか、虐待防止法に関するですね、高齢者障害者の例外的なところを皆さんと一緒におさえたうえで、今回創作事例にはなるんですけれども、よくある事例といった形で一つ事例を通して皆さん、今日、それぞれでのお立場でのご参加かと思えますので、感じたこと気づいたこと、そんなところをディスカッションしていただく、それが、未然防止のところに繋がっていければと思っておりますので、宜しくお願いいたします。では、着座にて失礼いたします。

まずですね、資料については、資料4、資料5、資料6という形で当日配布していただいているものの3種類を使ってまいります。で、前半の講義が資料4と一部ですね、資料6の別紙になりますけれども、使ってご説明させていただきます。資料5は後半にディスカッションのところで使用していきますので、まずは、お手元に資料4と資料6の方をご用意いただければと思います。

で、この、千代田区の会議は高齢者障害者の虐待防止ということで、一体的に行っている取り組みは素晴らしいなと思えます。というのも、今日創作してきた事例もですね、実は障害者虐待だったり、高齢者虐待の両方が起こっているんじゃないかなというところ

ろで、やはり複合的な課題を抱える家族のところですね、あの虐待というものが起きやすかったりということもあるので、やはり一体的にこの虐待を防止していくってことは非常に重要かと思います。で、ただそれぞれ虐待防止法というものが制定されていて、それが基本法となってですね、対応していくので、少し高齢者と障害者の虐待防止法の違うところもありますが、共通の部分含めて中心にですね、今日、確認していきたいなと思います。で、虐待防止法の目的ですが、高齢者障害者それぞれですね、尊厳保持と権利利益の擁護に資するためにですね、この法律は作られています。ですので、まず、虐待を防止していくことで、高齢者の尊厳保持と権利を守るのですが、そのためにはですね、養護者支援、要は、介護だけではありませんけれども、家族等とですね、その障害者高齢者を支援している親族等の支援も必要だということになります。で、ただし養護者支援が最優先にされていくのではなくて、やはり、高齢者障害者の安心安全を優先したうえでの養護者支援ってということにも注意しなければならないということになります。そして、虐待防止法では、家族、ま、養護者による虐待だけではなくて、さっきの報告にもありましたように、介護施設の従事者であったり、障害者施設の従事者、そして使用者ですね、による虐待を定義していますので、この虐待防止法においてですね、適正な事業運営を確保していくということも虐待防止法の主たる目的というふうになっています。で、そうした目的を達するために、虐待をどう捉えていくかといったところになるんですが、高齢者も障害者も虐待防止法もそれぞれ虐待の種別としては、身体的虐待、心理的虐待、放棄放任、性的虐待、経済的虐待という5つの累計が定められていますが、共通して、そして重要なのが、虐待をしている側の、そして虐待を受けている側の自覚は問わないということなんですね。なので、特に障害者虐待の全国の調査結果をみますと、発生要因の最上位は、虐待者に虐待をしているという認識がないというのが、多く挙げられています。なので、そこでも分かるように、やっている側は決していじめてやろうとか、虐げてやろうとか、そういうような気持ちを持っていなくても、結果的客観的にみると、権利擁護、尊厳保持が保てられていなかったりということになっていきます。で、それぞれ、虐待を防止していくための法律になりますので、やはり、小さな芽とを感じるようなところから、要は虐待と疑われる、不適切だなあと思われる、そういったところからですね、虐待の疑いがあると捉えて防止的に対応していくってことが、とても重要になります。そうしておかないと、この三角形のてっぺんのところにある赤い部分になりますが、それこそ、事件性のあるようなですね、虐待者が逮捕されてしまうとか、刑事罰を受けるような、そういう、まあ、報道されるよう

なものをですね、深刻化していくってことがあるので、やはり虐待も権利侵害の一つです。権利侵害は軽微なものから深刻なものに進行していく性質もありますので、より小さなところからですね、その芽を摘んでいくってということが重要になっていきます。

で、あの類型に関しては、じゃあ、どういうものが虐待に該当するのかっていうところの基本的な考えは、厚生労働省が高齢者も障害者も手引きマニュアルを作っています。ちょうどですね、令和5年度、今年度、それぞれマニュアルが改訂されました。で、高齢者に関しては、令和5年3月なので、令和4年度中の改訂にはなるんですが、オープンになったのが6月くらいになりますので、あの、ほぼ今年度って形になってます。で、障害者の方は、毎年、微改定をしている中では、7月にですね、あの、少しマニュアルの方も変わっています。で、今日、資料6としてですね、それぞれの虐待の種類の部分のページを抜粋して持ってきました。まずは、どういったものが虐待にあたるのかっていったところも知っておく必要がありますので、よろしかったら、今回、いい機会かと思しますので、日々の実践の中で、あれ、これってって思った時にですね、見ていただければと思うんですが、でも、あくまでも一例です。ここにあるからではなくて、考えられる具体的な例、そしてこれまで虐待と判断されてきたものが、それぞれの調査等でも分かっていますので、そういったものを厚生労働省の方が、分かりやすくですね、まとめているにすぎないというふうに思っていた方がいいと思います。ただ、知らないと見過ごしてしまうっていうこともあるので、やはり、あの、基本的にはここに挙げられている例といったところは、ご参照いただいた方がよろしいかなっていうふうに思います。で、あのせっかくなので、改訂されましたよっていったところで少し、どんな部分が追加されたのかっていうのをお伝えしておこうと思うのですが、資料6のページ数がヒゲが付いているものは、マニュアルの元々のページ数で、下のですね、ちょっと太めのページ数がこの資料の分の通し番号、ページ数というふうにみていただければと思うのですが、その1ページ目のところ、高齢者の方になりますが、身体的虐待の④、本人の行動を制限したり、外部との接触、意図的、継続的に遮断する行為とありますが、これのですね、上のまるポチの2行目にボディースーツを着せて自分で着脱できないってするってことで、ボディースーツってのが具体的に今回の改訂で加わっています。それから、同じ1ページの今度、介護世話の放棄放任の③の下ですね、孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する、では孫っていうのが、養護者に該当するような関りをもっている時もあるかもしれませんが、基本的には高齢者の特に世話等をしていない、けれどもお金を奪っている、それを本来、養護者である、例えば息子とか娘

とかがですね、見過ごしているというか放置しているとなると、その見逃している娘なり息子なりの養護者による放棄放任だよといったところで、ここが具体的にも入りました。また、ページめくっていただいて2ページ目、性的虐待なんですけども、以前は、本人の同意のないという、同意の有無ですね、入っていたんですが、昨年7月に刑法の方の性的、性犯罪のところも改正されて同じですけども、同意かどうかは問わないっていったところで、心身の状態であるとか虐待を受けているような状態におかれて、そういう同意を表明したり、できないよっていったところが入ってきたので、高齢者の方のマニュアルの考え方のところも本人の同意の有無に関しては削除されているっていったところが特徴的にはあります。また、その下の経済的虐待のところですが、今度は本人の合意なしにといったところで、ここはですね、説明が追加されました。虐待類型の2番目下の表の下の米印の2つというところにありますけれども、本人の合意の有無については認知症など、金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族の関係性や従属性、従来世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合とかもあるので、この合意は本人の合意はあるかということ慎重に判断する必要がありますよっていったところが大きく加わりました。また、経済的虐待の具体的な例、下のまるポチになります。下から4つめの年金や預貯金を自分の借金返済等のために、要は養護者自身ですね、借金返済のために使ったり、また、その2つ下、下から2つ目ですが、世帯の生活が苦しいので、高齢者本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先させる、とかですね、施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費にその本人の預貯金を使うとかってというのが、かなり具体的な例が、このマニュアルの改訂によって、加わっているってところはおさえておいていただきたいなっていうふうに思います。今日は時間の関係で、あのこの後の全てに関してですね、あの、お伝えすることはできませんが、ぜひこの具体例のところはご確認いただけるとよろしいかなと思っています。

ちょっとスライドの方に戻りますが、ま、この虐待かどうかっていったところの判断に関しては、高齢者虐待の従事者虐待においては、少し前に、もう10年以上前になりますが、平成22年に一度ですね、虐待の解釈通知というのを厚労省が出していて、その時にどんなことが書かれていたかという、皆さんのお手元の資料ですと、水色の四角枠に書いてある通り、入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げたとか、入所者の裸の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せたり、顔

に落書きをして、それを写真に撮って、また他の職員に見せたりってということが、ある施設で、極めて不適切な行為にしたんですが、国はいえいえ、それは、この虐待防止法では虐待ですよっていうことを、この解釈通知では述べました、それ以降ですね、この四角に入っている具体例は、先ほど見ていただいた資料6の高齢者虐待の施設虐待の具体例の中にもそれぞれ入っているんですね。で、ただ、これぐらいしか通知っていうのは出ていないので、やはり責務のある市町村が最終的には判断をしていくっていうかたちにはなっていく、なので、あの、全部不適切で終わらせるのではなくって、特に高齢者の方は今回の改訂のマニュアルで不適切な介護とか不適切ケアっていう言葉を一切省いたんですね。要は先ほどの三角形を思い出していただければ分かるんですが、不適切なケアっていうのは、イコール虐待が疑われる状態になるので、そこからですね、虐待防止法で、あの対応していきますよっていったところが言われるようになりましたので、ここの部分がですね、お伝えしておきます。とはいっても区市町村の方でも判断するのは迷ったりします。で、あの今日の後半の事例にもそうですけれども、その中でも特に判断に迷いやすいっていったところで、今回はネグレクトの部分と経済的虐待のポイントの部分をちょっとお示しをしたんですが、先ほどの報告の中でもご質問であったように、この発生要因のところは、例えばネグレクトになるんですかね、というのもあったかと思うんですが、まさにこの介護世話の放棄放任、障害の方では放棄放置と言いますけれども、一生懸命介護をしているんだけどもといったところがあると、それを虐待と言ってしまっただけでは、それこそ可哀そうではないだろうかというですね、考えも出てきたりするんです。なので、すごく難しいなって時には、是非おさえておいていただきたいのが、そのネグレクトによって高齢者や障害者の生活環境とか身体、精神状態が悪化して見過ごせない状態になってないかってところが少なくともですね、確認をしていただきたいポイントになります。で、その介護が足りない、世話が足りないっていった理由の中には、あの、知識とか技術だけじゃなくって、その方の能力だったり、あとは働きながらケアをしているというふうになると、やりたいけど十分な時間がとれないとかですね、一所懸命やっているんだけども、不本意ながら、客観的にみると当事者のですね、尊厳を損なうような生活に陥っていることもあります。なので、客観的って言ったところも結果的なネグレクトといったところも発生してきます。一方で、本当に世話を

しないっていうですね、あの、悪質な事例っていうのもあり、特にこのネグレクトは、千代田区は深刻度が2くらいのが一番多いですってお話がありましたけれども、一番、こう深刻度的には重いですね、事案が出てきたりってことで、命に係わるような、事態ってことも起こりやすかったりするんで、やはり、適切に判断をしていくってことは重要になります。もう一つ、迷いやすいことが、先ほど、具体例のところ、同意の話をしたんですが、経済的虐待もそうなんです、あの、ご家族ご本人に聞くと納得しているよー、あの家族が管理すること、しかも任せてるっていうふうな形で話されることもあると思うんですね。自分だけだと分かんないから、お金の管理は家族に任せてるんだ〜というところがあったりするんだけど、実際はですね、サービスが、それこそ必要な状態であったとしてもお金がないからっていうことで、必要なサービスを家族が入れるのを渋ったりであるとか、サービスは入れているんだけど、お金を管理している家族が支払わない、要は滞納が何十万、何百万っていう形で、それは家族が管理をしているから、家族の負債ではなくて、やはりご本人のお金なので、そうやって滞納して、負債になっているのは、あくまでも、ご本人の負債になっていますので、本人に不利益な状態ってことがあります。ですので、やはり、経済的な虐待を判断する時も本人が同意しているっていうけども、本当に本心から分かって同意しているのか、それとも同意しないと怒鳴られる、叩かれるっていうところがあるから、表面的にですね、同意しているってことはないかな、ってところも含めて、確認をしていくことが必要です、ここでもネグレクトの時と同じで、その結果ですね、高齢者や障害者本人の生活や医療介護に支障が出ていないかといったところは、しっかりみていく必要があります。ですので、特に高齢者障害者の方で、判断能力が不十分な場合に関しては、そもそも、この財産を管理しているご家族との関係は良好なのかどうかであるとか、その管理をしている、してもらっていることが、客観的にみて、ご本人の利益にかなっているかどうかっていったところをですね、あの、しっかりアセスメントをとっていくってことも必要になります。で、今、二つの判断に迷うところっていうところで、ポイントをお伝えしましたが、やはり皆さんが、これって虐待なのかな、そうじゃないのかなって迷うってことは、あの色々あると思うので、ちょっと迷いやすい一例っていうのも挙げておきました。そもそも、この虐待をしていると思われる人っていうのが、虐待防止法でいう養護者にあた

るのかな、というところですね。あの、養護者の捉え方っていうのは、国のマニュアルでそれぞれですね、介護とか、ケアをしている人ではなくって、何らかの世話をしているっていったところが該当してくるので、別に同居をしていなくてもですね、また血のつながった親族じゃなくっても、いわゆる世話をしているっていうのが、知人であったりとかであっても、養護者と捉えることがあります。えー、逆に養護者にあたる人も、障害やご病気をお持ちで、逆に何かケアを受けているみたいな場合には、本当に養護者にあたるのかなっていったところで、そこからしてですね、虐待にあたるのかなっていうふうに悩む、迷うこともあると思います。また、虐待と思われる行為が、いつもいつも起きていることじゃなくって、今回相談いただいたのって初めてのことで、何か一回ぽっきりのことを虐待って言っちゃっていいのかしらっていうふうに、その程度とか頻度でですね、悩まれたりってこともあるかもしれません。で、先ほどの、あの、ネグレクトのところでもお話しましたが、養護者なりに一所懸命できる限りの介護はしているんだから、でもその結果こう起きちゃっても、それを虐待を言っているのか、えー、心理的な虐待にありますけども、いやいや一方的に怒鳴られてるんじゃないかって、高齢者障害者も言い返したり、やり返してるから、ただの喧嘩だったりするんじゃないかなって思う。また、いやいや、この家族は昔から暴力とか暴言とか強い言葉での会話はあるから、今更これを虐待って言ってもなっていうふうに、まあ、支援者側が諦めちゃってる部分。それから財産を狙ってですね、家族同士が、例えば長女がですね、長男がお母さんのお金を取っている。これは虐待だって言ったり、今度、長男の方が長女が何か色々言ってるっていった形で、そもそも、これ相続の問題なので、虐待なのかなっていうふうに思ってしまった。あとは、実際に起きていることとしては虐待なんだけれども、高齢者や障害者自身がですね、もう大事（おおごと）にしないでっていう形で、あの対応していく、相談していることに抵抗感をもっていくような場合には、これどうしたらいいんだろうか。それから、通報する側としてはですね、通報や相談しても果たしてちゃんと対応してくれるのが不安っていったところで、虐待かどうかで悩むところもあります。で、虐待対応しなくとも。支援困難事例として通常の支援の中で対応するだけでもいいんじゃないかっていうふうに、もしかしたら、支援者側の中には迷うってこともあるかもしれません。ただ、ここでおさえておきたいのは、繰り返

しになりますが、やはり不適切な扱いから虐待を捉えるということが重要になってきます。もちろん虐待防止法の中では養護者による身体的虐待とか心理的虐待というふうな定義はありますけれども、その定義づけをする前に、特に左側、高齢者の方ですが、広い意味で、高齢者虐待を高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態であるとか生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることと捉えたいので、虐待防止法上の対象を規定しているものですよってということが書かれています。一方、右側、障害者の方はそもそも虐待防止法の3条に何人も障害者に虐待をしてはならないとなっているので、養護者による、従事者による、使用者による虐待でなかったとしても同様の行為があればですね、そもそも虐待を禁止しているということでは、その虐待防止法の2条でその身体的虐待とか定義してありますが、その範囲よりも広いよというふうに考えられている、そこをおさえておく必要があります。

じゃあ、虐待じゃなかった場合には、先ほどもご質問ありましたね、そのままなんですか、どういった支援をされるんですかってのがああるんですが、虐待ではなかったとしても、やはり権利擁護支援の必要がありますので、そこは根拠を持って市町村の方が対応していくってことになります。虐待防止等ですね、権利擁護支援っていうのは、高齢者の場合は、そもそも介護保険法の方に規定されている権利擁護業務っていう市町村の責務の一つになるんですね。同様に障害者虐待に関しては、障害者総合支援法の中で規定されている市町村の責務です。ちょっと法律で難しいので、次のスライド、その次のスライドにそれぞれの法的根拠のですね、条文は載せておきましたが、その中で虐待の防止であるとか、そのための早期発見のための業務とかってところが書かれてるので、まあ、最初のそもそもが虐待防止法じゃなくって、違う支援をするですね、法律のところでもこの虐待の防止は規定されているんだなってことはご理解いただければと思います。ですので、たとえ虐待ではなかったとしても市町村には介入する根拠があります。虐待防止法が規定した虐待かどうかという見極めポイント1も重要なんですが、それ以上に広い視点で支援が必要な状態かどうかといったところでみていくことが重要になります。ですので、虐待防止法上、対応の責務がある区市町村、高齢者の場合には、委託の地域包括支援センター、さらに虐待防止センターがですね、虐待と思われる事例に対して、虐待かどうか、支援が必要かどうかの二つの視点で事実の確認や情報収集をした

うえで、権利を守るために必要な支援っていうことを迅速に行っていきます、もちろん、虐待かどうかの判断は必ず行っていくっていうことは必要になります、それが何故かといったところは、ちょっと参考の根拠法令のスライドは飛ばしますが、虐待であると判断することの意義っていうこともしっかりおさえておく必要があるんですね。じゃあ、虐待じゃなくっても支援する根拠があるから、全部そちら、いわゆる支援困難事例であるとか、通常支援でやってしまえばいいじゃないかって思うかもしれないんですけども、そうではなくって、やっぱりちゃんとですね、虐待防止法がありますので、判断することの意義があります。その一つに支援対応の責務の所在を明確化にします。要は支援困難事例であれば、高齢者の場合であれば、全部ケアマネージャーさんにですね、お任せになってしまったり、それこそ施設の中で起きていることも事業所の中でってことになってしましますが、そうではなくて、しっかり、虐待を解消して、そして、再発を防止していくためのですね、支援を市町村が行っていくってことが明確化されています。そして、支援対象のですね、きちんと明確化されて、その中には、やっぱり養護者っていったところですね、あ、高齢者抜けちゃいましたけど、高齢者障害者だけではなくて、その養護者に対する支援もですね、この虐待防止法では位置付けられているので、明確になります。で、介入していくための法律の根拠になっていくわけですね。特に虐待に関しては、当事者の方が支援を望まなかったりとか、そういったケースがある、けれども、解消していくためには関わらなければいけないのが、責務上ありますので、その時の法律的な根拠になっています。さらには、市町村権限行使ってありますけれども、虐待防止法の中では、市町村に指定されている立ち入り調査権があるとか、面会を制限する権利であるとか、虐待防止法独自のですね、市町村長に規定されている、認められている権限ってものがあるので、そういったものをですね、使っていく、ために、やはり虐待がどうかの判断ってのは必要になってきます。そういった権限を行使しなければ救えない命や生活はあるっていうところです。で、さらに、虐待で動いていく時には、何も市町村に責務があるから市町村が全部やるわけではなくって、やはりチームで対応していきます。ってことは、チーム間で様々な情報を共有したり、また、提供してもらったりということが必要になるんですが、考えてみていただくと、虐待に関する情報って、とてもセンシティブですよ。個人情報満載になります。で、個人情報は、

本来、本人の同意がなければ、第三者に伝えることだったり、その目的を越えてですね、利用するってことは、法律で禁止されているんですが、虐待防止法上の事実の確認をしていく時には、法令に基づく業務といった形で、たとえ、本人の同意が得られなくとも、第三者に提供したりするってことが認められる形になりますので、そういった情報のやり取りをする時の根拠にもなってきます。で、虐待を防止する観点からですね、やはり施設虐待等に関しては運営を支援していくっていうことも、まあ、一番上ですね、責務の所在明確化にもなりますけれども、市町村として行っていくってことが可能になっていくってことが可能になっていきますので、こういった意義、判断することの意義っていうこともしっかりおさえていく必要があります。

えー、講義のまとめになりますけれども、虐待っていうのは、やはり行使侵害、で、特に命を守らなければいけない、生活が破綻していれば、それをまずは権利侵害か救済しなければいけないというですね、この図でいえば、生存権の優先をさせていくってことが、まずはしなければならぬ。けれども、権利擁護の工程としては、自己決定、本人意思の尊重なんですね。なので、最終的には、どんなにですね、介入的な支援をしても、やはり、ご本人がどう生きていきたいか、どう生活していきたいかという、その意思を尊重できるような支援に戻していかなければいけない、けれども権利擁護っていうのは命を守らなければいけないし、ご本人の意思も尊重しなければいけない。この両面、両方が権利擁護支援になっていきますので、その置かれている状況のところ、まずはどちらを優先すべきなのかっていうところもですね、見ていかなければいけないし、その、本当に危ない状態を決済するためには、虐待防止法であったり、関連する法律を使ってですね、介入的にでも支援していかなければいけない、けれども、安心安全な守られた中では、やはり、ご本人の意思の尊重っていったところに戻っていく支援、これがやはり目指していかなければいけないところだってこともですね、おさえておいていただければと思います。

非常に早口で、あの、また今回のちょっと事例のところに必要な要素だけの講義になりましたけれども、そういった虐待の捉え方っていったところを皆さんで共通認識を持っていただいたうえで、実際にですね、あの、事例を使って考えていただけたらなと思います。

じゃあ、このままですね、事例検討の方に入っていきたいと思いますので、今度、お手元にですね、資料の5の方も一緒にご用意いただけますでしょうか。資料の5はですね、ジェノグラムといわれる、えー、こちらですね、絵の部分と事例情報を①から⑬で示した事例情報というものをご用意いただいております。これから私の方ですね、事例概要の説明をさせていただいた後、グループごとにですね、考えていただきたいなと思っています。で、今回、ご用意した事例に関しては、ちょっと高齢者と障害者が世帯にいらっしゃるっていったところの事例をご用意させていただきました。で、皆さんは文字の方ですね、資料5の①から⑬の方と、絵の方をお隣にご用意していただきながら、私の方で読み上げとプラス、あの、ジェノグラムの方に情報があるものは、そちらの方をご紹介していきたいというふうに思います。

まずですね、この事例の世帯状況なんですが、絵の方で見ていただくと、二十丸の78歳のAさんと四角の二十四角になっている48歳のCさんが、それぞれ高齢者、障害者でご本人といった形で書かせていただいております。じゃあまずですね、Aさん78歳は、2年前にご主人、亡くしております。で、今、知的障害、愛の手帳4度を持っている長男Cさん48歳との二人暮らしになっております。で、このAさんの子供は、このCさん以外に、同じ区内に住む長女Bさん53歳、このBさんは、ご主人、配偶者がいらっしゃいます。というお二人のお子さんをお持ちです。で、Aさんはですね、元々、膝関節変形症があって、歩行が不安定でしたが、半年前、自宅で転倒して、腰椎の圧迫骨折をしてしまいました。で、入院が必要になって、入院中の検査で、今度、軽度の認知症も認められまして、お家に帰る際にですね、介護保険の申請を勧められて、要介護2の認定を受けています。認知機能の低下は、短期記憶障害が中心で、薬の飲み忘れとか、同じことを何度も聞く、約束を忘れてしまう等のエピソードがでています。自宅退院後は、介護保険サービス（ベッド・歩行器レンタル、訪問リハビリ）の利用を開始しています。お家の中の家事のことはですね、長男Cさんが日々の買物だったり、Aさんの服薬の確認、それから、長女Bさんはですね、週末、Aさん、Cさん宅を訪問して掃除等を手伝うということで、AさんとCさんとの二人暮らしが再開されました、という状態になります。

で、今度、ジェノグラムの方、絵の方、見ていただきますと、赤い屋根のお家の絵がございますが、この家はですね、Aさん、Cさん名義というふうに、ご主人がなくなった後にですね、名義変更がされていますよってということと、あと、文字の方になかった部分としては、Aさんの隣の枠の中に身体的に家事、外出困難になり、まあ、Aさん、ち

よっと引きこもり傾向がありますよって情報が加わってます。で、緑色の字のところがお金関係のところ、年金として月 12 万円、預貯金額は、今、不明ですってというような情報が加えさせていただきます。

では、事例概要の⑦からのところをみていきます。長男 C さんのことになります。長男 C さんは、お父さんが営んでいた会社で、軽作業を手伝っていました。で、両親が決めたことだったけども、C さん自身、本当は外で働きたいと思っていたことが分かっています。で、A さんのご主人は、C さんにとっては、お父さんが亡くなった後、自営業は廃業しています。C さんは、その後も働きたいと思っているんですが、姉の B さんからですね、お母さんの世話を頼まれて、今はお母さんの介護が自分の仕事だと思って頑張っている状況です。で、C さんは姉の B さんから言われたことはやっているつもりですが、最近ですね、今までやってきたこととか、できていたことなのに失敗をしたり、また、頼まれていたことを忘れて、B さんから叱責されるのが辛いと思っていることを A さん、お母さんのケアマネジャーに話したということが、分かってきました。で、えーと、少しじゃあまた、絵の方を見ていただくと、C さんの横に知的障害、愛の手帳の 4 度って書いてありますが、同じくですね、緑色の字が C さんの経済状況です。障害の方ですね、年金は 2 級とっているんで、月に 6 万 5 千円くらいありますが、C さんの預貯金額も分かりません。金銭管理者は誰かという、A さんがやっているという情報が入っています。

では、また文字の方ですね、⑩から⑬の情報を確認しておきます。訪問リハビリの、A さんですね、訪問リハビリのセラピストから、ケアマネジャーさんに「ここ数回、以前より家の中が荒れているような気がする。食べ残しの菓子パンや洗っていない食器、鍋等が増えている。A さんの血圧も高くて、計画通りのメニューをこなせない時もある。A さんは「息子から渡された薬はちゃんと飲んでますよ」と言うんだけど、訪問リハビリのセラピストは、残薬、薬が残っているということを確認しています。A さんの体重が、最近、減少傾向がみられるんですが、元々減量が必要な体重、ちょっとふくよかだったので、まだ許容範囲だとは思うんだけど、やっぱり栄養が偏っているようで少し心配ということをやケアマネに報告しています。その報告を受けたケアマネジャーは、長女 B さんに最近の二人の様子を確認するために電話をしました。B さんは仕事が繁忙期で、週末訪問しても掃除する時間があまりないこと、薬をちゃんと飲んでいないことが分かったので、弟の C さんには厳しく言っていますということを確認しました。ケアマネジャーが最近のこういう状況を踏まえてですね、訪問介護とかデイ

サービスをそろそろ始めてはどうか、要は半年前にですね、利用し始めていますが、提案したが、Bさん娘さんは「お母さんが今のままで十分って言うてるし、お金がもったいないとも言っている。長男にやってもらえばいいと言っているので、サービス増量は望まない」ということを言いました。AさんとCさんの年金の管理はAさんが昔から行っていますが、実際は引き出しや支払いはAさんがCさんに頼んでいるので、管理者といってもAさんは残高確認が十分にできていないということが分かっています。Cさんに買い物に行ってもらっていますが、お釣りはいつも「お小遣い」と言ってCさんにあげているってことも分かります。

じゃあ、少しジェノグラムの方にみていただいて、情報の追加を確認していこうと思います。Aさんのところから吹き出しが出ているかと思うんですが、ここの上から2行目ですね、「息子に渡される薬は飲んでいるけれども、血圧が高くてリハビリができないこともある」「息子は脂っこいものが好きだけど、私は苦手。でも菓子パンを買ってきてくれるからそれで十分。」「娘は長男に厳しいけど、死んだ父親のように自分がしっかりしなくちゃと思っているのかもしれない。昔から、弟のことを心配してくれる娘なのよ」という、Aさんのお気持ちの部分が確認されています。

今度、じゃあ、Cさんの吹き出しの部分ですね。えー、文字の方にもあったように、頼まれていることはしているし、「食事はオレと同じもの（菓子パンとか揚げ物の総菜中心なんですけど、）それをお母さんと一緒に食べてるけど、お母さんは最近あまり食べない」「買物のつり銭は好きにして良いと言われてるから、ゲームとかに使っている」「失敗したり、今までできていたことができないことをやはり姉に叱責されるのが辛い」といったところで、ただお母さんの面倒見るのが自分の仕事だと思って頑張っているよっていうのを確認しています。で、53歳のBさんはですね、娘さんの方は弟さんに対して、どうしてできないの、今までやってきたでしょってことや、お母さんのお薬ちゃんと飲ませてっていうことを確かに叱責しているってことが確認できてるっていうような状況です。

さて、皆さん、この家族ですね、どんなことが起きていると思うでしょうか。で、その起きていることっていうのが、まあ、虐待に該当するようなこともあるのかなあといった視点でも考えていただきたいと思います。そして、この家族に、誰に対してどんな関わりだったり、支援が必要なんじゃないかなっていったところをですね、皆さんのそれぞれの日頃のお立場も踏まえてですね、あの、自由に意見交換していただきたいなというふうに思っています。で、だいたいですね、えーと、ごめんなさい、終わりの時間が8

時までディスカッションっていうふうに思っておりますので、若干、今、5分くらいお  
してしまっているんですけども、あの、グループ内でちょっと初めましてって方もい  
らっしゃると思いますので、簡単に自己紹介していただいたうえでですね、この家族に  
起きていること、どんなことが起きているかっていうことをですね、虐待かどうかだけ  
じゃなくて、広く考えていただきたいというふうに思いますし、どんな支援、関りが必  
要かなっていったところをですね、考えていただければと思います。はい、じゃあ、事  
例の方はですね、概要を確認しつつ、お話し合いをしていただければと思いますので、そ  
れぞれにお席に多分、事務局の方がいらっしゃると思うので、グループ内の進行はお任  
せいたしますので、始めていただければと思います。お願いいたします。

～～ グループディスカッション ～～

○岸会長

あの、それでは時間の8時になりました。ちょっと短い時間で恐縮ですけども、ここ  
までお話し合いされたところをご発表いただければと思います。よろしいでしょうか。15  
分、ちょっと短いすよね、はい。短いところで恐縮ですが、発表していただけるグル  
ープからちょっと、お手を挙げていただいてもよろしいですか。積極的にどうぞ、あの、  
まあ、この時間だったら、全てのグループで発表できると思いますが、いかがでしょう  
か。はい、じゃあ、Aグループからお願いいたします。

○小坂部係長

それでは、Aグループの方です。時間が限られていたので、一人1回くらいしか発言を  
回せなかった形ではありました。事例にでてくる3人について意見をまとめました。ま  
ずBさんですけども、こちら認知症についての正しい情報についてしっかりと伝えて  
いくことが大切というところですね、このAさんに対しての理解を深めることが必要で  
はないかという視点が出ました。あと、Cさん関しては、すごく色々と意見が出ました。  
実際にですね、Cさんには知的障害があるというところをしっかりと捉えて教育的な視点  
を含めて支援していく、助けていくというところが必要ではないかという意見から、C  
さんに実際に虐待行為があるのか、しているのか、というようなところも含めて確認が  
必要です。そして、知的障害のあるCさんに対して何ができるのかというところで本人  
のアセスメントをしっかりとっていくことが必要ではないかという意見もありました。

あと、Cさんからは働きたいという話も出ていますので、就労的な面も考えることも大切です。次に、Aさんについてです。こちらは、Cさんとの兼ね合いもありますけれども、体重が減少、あと食事や服薬についてしっかりととれているかというところがあります。あと、経済的なところは、非常に危険な部分です。そのあたりは、成年後見等による支援も必要になるという意見が出ました。このケースAさんとCさん、どちらから先に支援を進めるべきかという話があり、このケースの場合ですね、まずはAさんということですね、そのあたりから入っていくことが良いという話がありました。そしてですね、A班には警察の方が入っておりますので、そのあたりの話がありまして、警察の方では巡回連絡という活動を行っているとういうことで、家庭的なところや生活のところで気になるようなところがあったら、警察も一緒に同行していくことも場合によってはできるという話もありました。A班の報告は、以上となります。

○岸会長

ありがとうございました。それぞれの方の対応とまた、あの警察の方からご助言もありがとうございました。はい、では次のグループ、Bグループさん、お願い致します。

○岩崎係長

Bグループです。Bグループでは、家族で金銭管理ができていないのではないかとということが課題ではないだろうかということが出ました。Aさんがこれから介護サービスを使うにしても、お金がいくらあって、どのくらい介護サービスに使っても大丈夫なのかということを明らかにできればもう少しサービスに使うこともできるのではないかと考えました。家族でお金がどうなっているかいうことを具体的に話しができればいいのですが、BさんがCさんにつらく当たるというようなことがあるので、兄弟であっても金銭の話をするのが難しいのであれば、社会福祉協議会の金銭管理を使うなどして、もっと介護サービスが受けられるようにしたらいいのではないかと意見が出ました。それからCさんについてですけれども、Cさんは他のところで働きたいというご希望もあるということなので、お母様の世話をさせられているということが、束縛されているんじゃないかというふうにも考えられます。またBさんから責められていることもありますし、Aさんの体重が減少しているということについても、Cさんが食事作りを担わなくてはならなくなっているけれども、Cさんがうまくできていない状態であるので、C

さんに対してもいろいろな支援が入っていった方がよいのではないかという意見が出ました。

#### ○岸会長

ありがとうございます。はい、金銭管理ということで、まあ、金銭の見通し等を家族で話合ってもらい、あるいは社協の協力を得るということ、またCさんのね、働きたいという気持ちを尊重していくような支援も必要だということでお話いただきました。では、Cグループさんお願いいたします。

#### ○的場委員

千代田区立障害者福祉センターえみふるの的場です。よろしくお願いいたします。Cグループの方は、高齢と障害、あとまあ、警察の方というところでお話ありました。えーと、まあ、具体的な支援のところだったりとか、あとはこの後に、今回、虐待防止という観点からなので、どういったのが虐待として、可能性があるかなあというようなお話がありました。まあ、金銭のところは、皆さんでお話し出てましたけど、まあ、社協さんのお力借りたりとか、あとは、Cさんですね、Cさん、まあ知的障害あるっていうところで、あの、まあ生活環境だったりとか、またお仕事ね、されたいというようなお話もありましたので、相談支援専門員ですね、高齢者でいうケアマネージャーさんみたいな役割の、お仕事なんですけど、まあ、そういった方を、支援者に入れてサービスの方を組み立てたらどうかっていうようなご意見だったりとか、あとは、えーとまあ、意思決定というところで、そもそも、まあ、Aさん、Cさんはどういった生活望まれているのかっていうところ、まあ、そこはもちろん、思いと現実とのずれっていうところはもちろんあるとは思いますが、まあ、そのあの思いに対して、まあ、周りの支援者は、どう、どう関わられるのかっていうところをまあ考えるのが必要なんじゃないかなとかです。あとはまあ、警察として何かまああった時に、救急とかあった時に、まあ、確認はしますが、特に、例えばね、押し入っちゃうとかというところで警察の介入ってのはなかなか難しいというので、まああの、行政とかに通報するぐらいしか正直ないですっていったお話があつて、まあ、もちろん暴力とかあれば別なんですけど、今の時点ではそういったお話しもないのでというようにお話しがありました。あとはまあ、個人的には、やはりまあ、お父様亡くなられた時点で、やはり、今後のことっていうのをまず家族で話し合われるのが、そもそも必要だったんじゃないかなと、まあ、こういっ

たケースは、状況っていうのは想定されることなので、やっぱり、それができてなかったんで、まあ、なってから、色々わだわだと出てきてるケースなのかなというふうに思いました。あと、虐待防止のところっていうと、ごめんなさい、まずCさんがAさんに対しては、まあネグレクトというところですかね。あと、BさんからCさんに対しての、まあ、精神的な虐待ですね、はい。あとはまあ、財産のところ、家があるんですかね、AさんCさん名義ってありますので、まあ、例えばどちらかが亡くなられた時とかは、Bさんが、言い方悪いですけど、勝手に、何か色々、こう相続権を放棄させたりとか、何かそういったところでの経済的虐待っていうところに、まあ、発展する可能性があるかなというところで話がされました。はい、以上です。

○岸会長

ありがとうございます。虐待の可能性についても挙げていただきました。また、やはり、あの遡るとこのお父さんが亡くなった時に、話し合いができるとうよかったなというのが、とても重要な指摘と思います。ありがとうございます。じゃ、最後、Dグループ、お願いいたします。

○宮本

はい、Dグループです。まず、AさんとCさんの関係の課題が、いくつか挙がりました。Aさんの夫が生きていらっしゃる時は、うまくバランスをとれていたのが亡くなってしまい、昔はAさんがCさんをみていた生活だった立場が、逆になってしまったのではないかというご意見が挙がりました。また、今までできていたことが何故か途中からできなくなってしまったというところで、色々な経験っていうのは、この家族の中でしてきたとは思いますが、Aさんができなくなってしまったところにつられて、一緒に経験を学ぶことができなくなって、世界が狭くなってしまったからではないかっていうご意見が出ました。また、Cさんに対しては、家族全体で追い込んでいるのではないかっていうご意見も出ました。Bさんも、第三者の意見のような形で言っていて、委縮させているような感じではないかということのご意見が出ました。今後どうすればいいかというところで意見は二つに割れ、まず、生活保護や後見人をそれぞれにつけて緩やかに世帯分離をしていったらいいのではないかというご意見が出ました。2人を別れさせるという意味合いではなくAさんもCさんも楽になろうねという説得の仕方で施設に入ることが、Aさんにとって、幸せかどうか分からないので、まずは今、お食事に関してかな

り課題があるので、配食サービスとか、ケアマネさんが、家族の支援として入って、色んなサービスの調整をしていったらどうかというようなご意見が出ました。虐待に関してなんですけれども、Aさんの年金があって、管理をしているのは、やはりCさんなので、これは支配的な感じになっているので、経済的虐待になってきてしまうのではないのでしょうかというご意見も出ました。以上です。

#### ○岸会長

ありがとうございます。家族の立場のね、逆転という視点をもっていただきまして、でまあ、今後の方策についても具体的に挙げていただきました。ありがとうございます。4グループ、短い時間です、非常にたくさんの意見を出していただきました。最後にまとめとそれから助言ということで、高橋委員からお願いできればと思います。

#### ○高橋委員

皆さん、本当、短い時間の中で、皆さん、ありがとうございました。あの、まさにですね、今回、私が作った事例検討の狙いとしては、虐待につながるリスクっていったところをどうみていくかっていった部分だったり、まあ予防的な支援をですね、考えていただけたらなというふうに思って、作ってきました。で、皆さんから出たご意見、その通りだなあといったところと、あ、そこをきちんとみていただけているなあといったところでは非常に安心もしましたし、あの嬉しいなあと思ったんですけども、あとやはりですね、一見するとそれぞれがそれぞれ思っていますね、あの何となく生活できてるなあってみえるかもしれないんですが、やっぱりそれぞれの思っていたところが、実はぶつかっていたり、我慢をしていたりとか、もう昔からそうだからというふうに諦めている、ってというようなところもあるので、今一度ですね、まあ、家族での話し合いもそうなんです、第三者が入っていくことによってですね、それぞれの思っていたところを確認して、こう尊重していけるような関りができるといいのかなと思います。そういった意味では、Cさんも自分の仕事だと思って、お母さんの介護頑張ってるって言うけども、本当は働きたい、外で働きたかったというところを考えていくのと、やはり、障害者虐待防止の中にも尊厳保持や権利利益の擁護プラス、自立支援、社会参加といったところの視点も重要になってますので、そういった意味でもCさんのこれから、まだちょうど48歳ですし、まだまだ働けるってところもあるし、で、世界が家族の中で終わってしまっていて、知人や友人って呼べる人もいないっていうなかだと、Cさん自身

のですね、これからっていったところを広げるきっかけにもなっていくと思うので、そういうところではご意見としても出てきた、就労支援であったり、まあ、今、サービス何も使っていないけれども、あの、与えられる支援、サービスだけではなくって、サービスを使うことでCさんの世界が広がっていく、といったところのですね、様々な支援者の関わりだったり、それを調整する、やはり、あの相談員の存在だったりっていったところが必要かなっていうのもあると思います。ですから、AさんがCさんを抱え込んでしまっているってことが、Cさん自身の自立を阻害しているっていうようなところでは、場合によっては、AさんがCさんに対する、その、必要な支援を入れなかったってところでの、まあ、ネグレクトだったり、っていうことなのですね、リスクってこともあるかなと思います。また、Aさん自身がですね、現状認識が、まあ、適切にできていないかなあという、それが認知症によってってところもあるかもしれないし、これまでのですね、やはり、長年の障害を抱えた息子さんとの関係の中でですね、息子ができること、できないことも含めて、やっぱり、認識のところ为难しかったりってところがあると思います。で、息子がやってくれるから大丈夫っていうのをしきりに言うんだけれども、じゃあ、Cさん自身できてるのかなっていったところが、実際はできなくなっている部分とかもでてきていると思います。で、しかもできなくなったことに対して、お姉さんが叱責されるというか、強く当てられてしまっているってこともAさんは分かっていない、ってこともあるかもしれません。娘は、弟思いなのよ、心配してるの、だから強く言っちゃうのよっていうふうな発言はありましたけども、それがやっぱりCさんはお姉さんから言われると辛いんだといったところを、お母さん、Aさんの方は分かっていない、ってことがあるかもしれないので、やはりそういった意味でもCさんの精神的な負担だったりっていったところから解放していくっていうようなことは必要になるかなと思います。

それから、皆さんも経済的なところ、かなり私も情報をふんわりと出しましたけれども、本当にお金があるのかなのか、経済的に厳しいからサービス入れられない、入れなくていいってAさんは言っているけれども、もしかしたらおつりと称してですね、お小遣いと称しておつりを渡しているところで、Cさんの金銭管理能力、使用能力もそうですけども、1万円だして、おつりが8千円だとしても、全部小遣いになってなると、どんどん目減りしてってることもあるかもしれないので、やはり経済的な部分での支援っていったところが、法制度を使ったりとかですね、そもそも家族として、ちゃんとお金のこと分かってるっていったところはですね、やはり話し合いが必要かなとい

うのもあるかなと思います。えー、それからですね、えー、まあやっぱり、BさんがCさんに、その強く当たるってところでは、それが怒鳴ってるってところになってくると、やはり心理的な虐待含めてですね、あの、強くなってくるかなと思いますし、委縮してしまうと、どんどんCさんができていることができなくなってしまうりってこともあるかもしれません。で、なぜCさんが今までできていたことができなくなっているのかっていったところにも、しっかりフォーカスを当てていかないと、やっぱりCさんが持っている力っていうのが、どんどん奪われてってしまうりってことにもなります。あとは、知的障害で、まだ48歳ですけども、知的障害の方は認知症の始まりが早いっていうような、あの医学的な部分もあるので、それが50代になってくると、今まではできることをのぼしていくっていう、その障害の支援だったものが、やっぱりできなくなってきたりってことを何でできないんだっていうような関わりではなくって、できなくなってくることをどう補っていくかっていう支援に周りが必要です、変わっていかねばいけなくて、ってところも今後出てくるかなと思うと、やはり、CさんやBさんの状態ってことをしっかりおさえておくっていうことは、必要かなと思います。

それから、Cさんのそういった意味では、生活支援、自立支援、社会参加支援ってところの検討はとても必要なかなと思いますし、あの、家族をですね、どうみるかってところで、やっぱりバランスが変わってきた、あの、それこそ、よく虐待っていうのは、家族システムが機能不全を起こした時に生じやすいっていうのが、確かに色んなことが同時期に起ったり、っていうと、どこの家族にも起こっておかしくないことなんですね。今まで中心だったお父さんっていったところが、この家族のバランスをとっていたのが、その中心がいなくなることで、皆、それまでと変わらずやっているつもりだけれども、あの、バランスを崩してしまったりってところですね、きっかけとして色んなことが出てくるってことはあるので、今回は誰に対してどういうことだけじゃなくて、家族の中でどういうことが起きてますか、っていう投げかけで皆さんに考えていただきましたが、実際に、こう、虐待の事例をみていく時、やっぱり、家族の中のどこで起きているのか、誰と誰だけではないってところの視点もすごく重要になってくるので、あの、ぜひ、ちょっと今回、短い時間でしたけれども、この事例検討を通して、予防的な関りであるとか、あ、これ、もしかしたら、このまま放置しとくと、皆さん結果であったように経済的な虐待やネグレクトであるとか、それが本当進行しちゃうと、言うだけじゃなくて叩いちゃったりってことも出てくるかもしれないので、ぜひ、あの、こういった状況の

ところからですね、やれること、関わっていくことっていうのも、あの、見つけていた  
だけるといいかなと思います。以上です。

○岸会長

高橋委員、あの、まとめとそれから助言ありがとうございました。あの、ご質問もある  
かと思いますが、時間がおしておりますので、えー、これで事例検討終わらせていただ  
きます。高橋委員に大きな拍手をお願いいたします。ありがとうございました、はい、  
皆様もご協力いただきまして、ありがとうございました、では、議事が終了しましたの  
で、事務局の方にマイクをお返しいたします。

○清水課長

岸会長、高橋委員、そして皆様方の本日は熱心なご議論をいただきまして、誠にありが  
とうございました。最後に、皆様、お疲れのところ、大変恐縮でございますが、本日の  
会議についてのアンケートをご記入いただき、事務局の方にご提出をお願いいたします。  
以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。お疲れさまでございました。あり  
がとうございました。

<閉会>